

問1

(1) 第1、Yの言い分①の正当性について

Xの主張の内容として、この要件をまず上げるのが良いかと思います。

突然出てきた感があります。侵害利得による不当利得返還請求における要件である

「受益」とは、当初受けた利益のことであり、売買契約によって

物を譲り受け、これを利用した場合には、その利用の事実自体が

「受益」となる。Yは甲をBに対して売却しており、この売却と

代金80万円を支払ったことを考慮しないことと物件的返還請求権の関係はどのようなものでしょうか。

いう事実自体が「受益」にあたる。そしてY社が甲を買い受けた

にあたり、代金80万円を支払ったことは、Xの返還請求において

考慮される事由ではない。なぜならば侵害利得に基づく不当

利得返還請求は、原物返還不能の場合に客観的価額

相当額の返還を求めるといふ点で、物権的返還請求権と

同様の機能と有しているため、物権的返還請求と同様に

考えるべきであるからである。したがってYの言い分①の正当性は認められない。

(2) 第1、Yの言い分②の正当性について

まず、Yの言い分はどのような内容に位置づけられるのでしょうか。

1. では、甲の価格が変動している場合、Y社はいかにその

返還義務を負うか。不当利得の効果として価額返還義務

が課せられる場合に客観的価額の算定基準時をいつに

すべきか。何故売却代金相当額である必要があるのかについて、考えてみましょう。

2. 判例では、目的物の価格の判定基準時は売却時で

あり、返還の範囲は売却代金相当額となっている

3. したがって、YはBに甲を90万円で売却しており、これが

返還相当額となることから、Yの言い分②の正当性は

結論OKです。

認められない。



(3) 笑1. XはYに対してBへの売却代金90万円の返還を

請求することかできるか。

1 YがXに対して負う不当利得返還義務(703条, 704条)の

Yの言い分をふまえて内容をいかに解すべきか。

いることをもう少し明

確にしてみましょう。

仮に、甲と同種・同量・同等の物の返還義務を認めると、

Yにかかる物の調達義務を課することになり、後者の返還

以上の負担を課することになり、妥当でない。

そこで、Yは、甲の価格相当額の返還義務を負うと解する

べきである。

2. では、甲の価格が変動している場合、Yはいかなる額の

返還義務を負うか。

もし、事実審の口頭弁論終結時における客観的価値の返還

義務を負うと解すると、Yはたとえば売却後に価格が下落して

14 売却代金と客観

15 的価値がずれて

16 いる場合の処理

17 について検討し

18 てみましょう。

19 ここで論じられ

20 ている内容は、

21 どちらかという

22 と(20)の話のよ

23 うに思われま

す。

いほ場合には返還義務を一部免れろ」となり、殊逆に

高騰している場合には得た利益と超える返還義務を負う

ことになるが、これらは公平の観点から妥当でない。

そこで原則として、売却代金相当額の金員の不当利得返還

義務を負うと解すべきである。

3. したがって、XはYに対してBへの売却代金90万円の返還を

請求することかできる。

以 上



問乙、

(1) 第1. XはYから乙建物と、甲の賃借権の譲渡を受けている。

甲土地は乙建物の倒壊の危険性を有しており、XはYに対して甲土地の賃借権は契約の内容に不適合があるとして、

民法562条に基づき修理費用100万円の請求をしていると考えられるが、

この請求は認められるか。 Xの請求をうまく整理できています。

第2. この点、賃貸人において修繕義務を負うべき不適合は、賃借人が

賃貸人に対して修繕請求をすべきであり、土地の不適合をもって、

賃借権に不適合があるとすることはできない。このことは、無資力の

うまく整理して論じられています。 債務者に対する金銭債権が債務者が無資力であることを理由に

債権に不適合があるとはいえないことから明らかである。

第3. 本件において、XはAに対して甲土地の修繕請求をすべきであり、

Yに対して、賃借権の譲渡に民法562条の契約不適合が

あるとはいえない。

第4. したがって、XはYに対して修理費用100万円の支払いを

請求することはできない。

(2) 第1. XはYに対して、契約不適合(民法565条、564条、415条)を

理由とする修理費用100万円の請求をすることができるといえる。

以下、契約不適合の有無について検討する。

第2. AY間において、Aの修繕義務を免除する持約が付されて

いる。そして、甲土地の賃借権の譲渡により、Xが甲土地の

賃借権を取得した場合において、この持約を含むAY間の

賃貸借契約における賃借人としてのYの地位をXは承継する。



YX間の甲土地の賃借権の譲渡においては、Xはこの持分の

裏表の表現の違いですが、契約不適合という場合は、契約内容を確定して、その不適合を指摘する、というながれが自然です。

存在も知らされていなかったためであるから、Aの修繕義務を免除するということは、YX間の契約内容とはなっていないことになる。

そうであるとするは、売買契約の目的物である甲土地の賃借権は、負担が課されていない賃借権であることが予定されていた

ここえでや、修繕義務に制限のない契約を締結したにもかかわらず、修繕義務が免除されていたという契約不適合があった、と整理できます。

にもかかわらず、実際には、Aの修繕義務を免除するという

負担のついたものであり、契約不適合が認められる、

したがって、XはYに対し、甲土地の賃借権の契約不適合を理由とする100万円の支払請求をすることができ、

結論OKです。

以上

第

問

(